

(広報資料)

令和2年9月7日
京 都 市
都 市 計 画 局

担当：都市景観部景観政策課
電話：222-3397

<本事業は宿泊税を活用しています。>

「景観づくり活動部門」
アイデアも募集！

「令和2年度京都景観賞 景観づくり活動部門」の実施に係る 表彰候補及び市民公募委員の募集について

京都市では、50年後、100年後にも評価される景観の形成を目指して、伝統文化の継承と新たな創造が調和する創意工夫にあふれた景観づくりを表彰するため、平成24年度に京都景観賞を創設し、「屋外広告物」、「建築」、「景観づくり活動」、「京町家」の四つから年度ごとに部門を定めて開催しています。

今年度は、「景観づくり活動部門」を実施することとしており、以下のとおり、対象となる「景観づくり活動」を広く募集します。

また、応募いただいた「景観づくり活動」の中から表彰対象を選考する「京都景観賞審査委員会」の市民公募委員を募集しますので併せてお知らせします。

なお、表彰式等の詳細につきましては、後日改めてお知らせします。

1 「令和2年度京都景観賞 景観づくり活動部門」の募集概要

(1) 「景観づくり活動部門」実施の目的

「景観」とは、生き活きとした人々の暮らしや営みが現れたものであり、見た目だけにとどまるものではありません。

地域の歴史や文化を大切に取る取組や、それぞれの興味関心や共感に基づいて集まり活動する人々の取組が魅力的な景観に結びついています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、なお一層、コミュニティやまちづくりの意味などが問い直されています。今年度の景観賞では、既存のまちづくり活動だけでなく、構想（アイデア）も含めて広く募集し、これからのまちづくりについて考えます。

(2) 募集の対象

京都市内を主たる活動の場とする景観づくり活動

※今年度は構想（アイデア）での応募も可能です。

※過去の取組で応募をする場合は5年以内を目安とします。

「景観づくり活動」の事例

- ・地域の魅力を見つけ、共有し、守り育てる取組
- ・市民団体や企業等が行っているまちや自然の保全・整備
- ・多様な主体が交流、協働するための場所づくり、空間づくり
- ・モノづくりやイベントづくりを通じたコミュニティづくり
- ・地域の魅力を発展させるための情報発信や情報交換の仕組みづくり
- ・新しいまちづくりのための意思決定やワークショップの仕組みづくり

(3) 応募資格

景観づくりに取り組んでいる、又は新しい取組を構想している団体、法人等（形式や人数は問いません。）

(4) 応募方法

応募用紙に必要な事項を御記入のうえ、電子メールで御応募ください。

応募用紙は以下の応募ページからダウンロードできます。

ホームページ：<http://keikan.beedream.co.jp/keikan>

応募ページは、景観政策課のホームページからもアクセスできます。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000274394.html>

京都景観賞 景観づくり

検索



応募する

※応募ページは令和2年9月10日（木）からアクセスできます。

電子メールでの応募が困難な方は、持参、郵送で御応募ください。

応募チラシは、令和2年9月10日（木）から市役所案内所、各区役所・支所等で配布します。

応募先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

京都市都市計画局都市景観部景観政策課 企画担当

電話：075-222-3397

電子メール：keikan@city.kyoto.lg.jp

(5) 募集期間

令和2年9月10日（木）～令和2年11月10日（火）

※郵送の場合は令和2年11月10日（火）必着

(6) 選考・表彰

京都市景観賞審査委員会での選考を行い、表彰させていただきます。

2次選考において、プレゼンテーション審査を予定しています。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、Zoom等によるオンラインでの開催も検討しております。

詳しくは改めてお知らせいたします

<審査の考え方>

- ・ 活動の視点がユニークであること
- ・ 地域の特性に合っていること
- ・ どうやって活動を継続／実践するのかの具現性にすぐれていること、広がりを持つこと
- ・ 具体的な成果があること／期待できること

(7) 表彰の内容（予定）

市長賞 1件：表彰状及び副賞30万円

優秀賞 9件：表彰状及び副賞5万円

奨励賞 適宜：表彰状

(8) スケジュール（予定）

令和2年12月頃 1次選考（委員会による書類選考）

令和3年 2月頃 2次選考（プレゼンテーション（応募者による活動の説明と審査委員からの質疑応答））

令和3年 3月頃 表彰式

(9) 注意事項

ア 過去に景観賞を受賞している団体であっても、新しい活動の内容であれば応募可能です。

イ 提出いただいた書類等は返却しません。

ウ 提出いただいた書類の記載内容や写真は、京都景観賞のパンフレットや、景観政策の推進・啓発を目的とする京都市の発行物、ホームページ等に掲載することがあります。

2 市民公募委員の募集概要

(1) 委員の職務

「京都景観賞審査委員会」の委員として、応募のあった「景観づくり活動」の中から、表彰対象の選考をしていただきます。

(2) 募集人数

2名程度

(3) 任期

委嘱の日（令和2年11月頃予定）～令和3年3月31日（水）

(4) 応募資格

以下の条件をすべて満たす方

- ① 京都市内にお住まい、又は通勤・通学されている方
 - ② 18歳以上の方（令和2年9月10日現在）
 - ③ 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
 - ④ 平日昼間に開催される審査委員会（12月頃、1月頃）に出席できる方
 - ⑤ 本市の他の審議会に2つ以上、市民公募委員として在籍していない方
- ※ 国籍は問いませんが、日本語を理解できる方

(5) 応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、電子メールで御応募ください。

電子メールでの提出が困難な場合は、持参、又は郵送で提出してください。

応募用紙は返却しませんので、御了承ください。

※応募用紙データは、京都市ホームページ「京都市情報館」からダウンロードできます。

市民公募委員の応募用紙は、令和2年9月10日（木）から市役所案内所、各区役所・支所等で配布するほか、景観政策課ホームページにも掲載します。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000274394.html>

(6) 応募先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

京都市都市計画局都市景観部景観政策課 企画担当

電話：075-222-3397

電子メール：keikan@city.kyoto.lg.jp

(7) 応募期間

令和2年9月10日（木）～令和2年10月8日（木）

※郵送の場合は令和2年10月8日（木）必着

(8) 選考方法

選考委員会を設置し、応募用紙により選考させていただきます。選考結果は、10月下旬頃に応募者全員に文書でお知らせします。

なお、市民公募委員として選出された場合は、氏名の公表をさせていただきます。

(9) 委員報酬

審査委員会出席ごとに、委員報酬をお支払いします。